

介護保険事業所 各位

長崎県 長寿社会課 から周知依頼がありました。

(お知らせ) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業について

令和3年度の介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症対策として、基本報酬に0.1%上乘せする特例措置が9月末で終了したことに伴い、10月から12月末までの時限措置として、感染対策に係るかかりまし経費への補助の実施について検討中です。

※現時点、下記及び県HP掲載内容以上の詳細は未定です。

追って、正式なご案内をいたしますので、現時点でのお問い合わせはお待ちいただきますようお願いいたします。

(対象経費)

令和3年10月から12月末までの間に購入した、衛生用品(マスク、消毒液等)、パーテーション、パルスオキシメーター

※※※支出の証拠書類等となる領収書等を、事業所において適切に保管しておく必要があります※※※

(対象事業所)

0.1%特例措置の対象となっていた事業所

(補助上限)

施設系で、平均的な規模の場合6万円

その他サービス 1~2万円程度

※3か月分合計の基準単価であり、月額ではありません。

(申請手続)

申請手続や時期等は調整中のため、追ってお知らせします。

※※※現時点、詳細は未定です。追って、正式なご案内をいたしますので、現時点でのお問い合わせはお待ちいただきますようお願いいたします。

本補助事業の現時点での概要は下記の県HPアドレスよりご確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi->

[hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/kansennboushitaisakushienn/](https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/kansennboushitaisakushienn/)